

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年7月3日(2008.7.3)

【公表番号】特表2001-514310(P2001-514310A)

【公表日】平成13年9月11日(2001.9.11)

【出願番号】特願2000-508713(P2000-508713)

【国際特許分類】

C 08 F 10/06 (2006.01)

C 08 F 4/60 (2006.01)

【F I】

C 08 F 10/06

C 08 F 4/60

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年5月19日(2008.5.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メタロセン触媒を使用して、対応する単量体を重合させることにより得られ、且つ10%未満のヘーズ値を有する、プロピレン単独重合体、またはプロピレンと、C₂ - C₁₀ - 1 - アルケンとの共重合体を含有する、CDパッケージまたはCD-ROMパッケージ。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0007

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0007】

しかるに、上述の目的は、メタロセン触媒を使用して、対応する単量体を重合させることにより得られ、且つ10%未満のヘーズ値を有する、プロピレン単独重合体、またはプロピレンとC₂ - C₁₀ - 1 - アルケンとの共重合体を、特許請求範囲において規制されるようなCDパッケージまたはCD-ROMパッケージの製造のために使用することによって達成されることが本発明者らにより見出された。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0029

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0029】

また本発明によるプロピレン単独重合体および共重合体の、ASTM D1003により測定される、透明性に対する補足値としてのヘーズ値は、10%未満、ことに8%未満である。その連続的製造方法によって達成されることを見出した。